

問 コロナウイルス感染拡大に伴い、本来予定していた実習が出来なくなりました。この場合、どのように対応すればよいか。

(答)

- 本年3月2日にお示しした事務連絡において、「実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。

問 コロナウイルス感染拡大に伴い、1クラス当たりの必要な学生数が満たせない。このような場合はどうすればよいか。

(答)

- 本年3月2日にお示しした事務連絡において、「望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。

なお、対面による授業を実施する場合は、感染拡大防止に最大限配慮すること。

ex) eラーニングによる授業の実施、合同授業での開催、補講の実施、レポート課題の実施 等

問 卒業までの実習が担保できない場合、どのようにすればよいか。また、仮に演習に代えることとした場合、必要な時間数や内容はどのようになるのか。

(答)

- 実習を実施できない場合は、学内での演習等に代えることで、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない。
- 今回の対応については、あくまでコロナウイルス感染拡大に伴う実習の確保が困難となった場合の措置であり、実習に必要な時間の短縮や内容の省略化を認めたものではない。よって、この場合における時間数や内容については、実習シラバスと同内容となるようにすること。